

短期集中講座 GST 解説

デロイトトーマツ税理士法人

第 3 回 (全 7 回) : GST 一新規登録およびコンプライアンスの要件

本稿では、GST 制度におけるコンプライアンスの義務について取り上げる。GST 制度におけるコンプライアンス義務の中核をなすのが、GST 登録である。

GST 登録が必要となる要件

GST の課税対象は「供給」であり、「供給」を行うすべての者は年間売上げが一定の金額を超えた場合、GST 登録を行う必要がある。

GST 法における納税主体となる「者」の定義には、個人、インド国内外で設立されたか設立中かにかかわらず、すべての法人、有限責任組合 (LLP)、社団 (AOP)、組合などが含まれ、また、政府系企業、外国法に基づいて設立された団体、地方自治体、中央政府または州政府も含まれる。

年間売上げ 200 万ルピー以上 (インド東北地方の一部で特定州とみなされるところは 100 万ルピー以上) の者が GST 登録の対象となる。

州・連邦直轄領ごとに登録

当該者が事業を運営する各州 / 連邦直轄領ごとに GST 登録を行う必要がある。GST は PAN 番号 (所得税法上の納税者番号) と連携しており、GST 登録者は 15 桁の GST 識別番号 (GSTIN) が発行される。同州内・連邦直轄領内に複数の支店があったとしても、GST は州・連邦直轄領ごとに単一の登録となる。

同州内に異なる事業部が存在する場合、GST の登録は事業部ごとに行うことも可能である。

GST 登録義務

GST 制度では一定の者について、年間売上げの有無にかかわらず登録が強制されている。

GST 法で登録が義務化されている者は、州を越えて物またはサービスを提供する提供者、リバースチャージで転嫁された納税義務を履行する必要がある者、個別に GST 登録の対象とされていない者で前段階税控除を受けようとする者、課税対象の取引を実行する際に代理人として物またはサービスを提供する者、前段階税の分配の対象となるサービスを受ける者 (Input Service Distributor) 等である。

インド政府は、この他にも GST 法下で資産の譲渡者および役務の提供者の登録義務対象者を追加する権限がある。

非居住者が代理店を通じてインドで事業を運営している場合、非居住者とは、インドで本人、代理人またはその他の法的地位で、非継続的に資産の譲渡またはサービスの提供を行う、インドに設立地かつ事業を営むための一定の場所を有しない者と定義されている。GST 法では、非居住者に対し特別な登録手続きの規定が定められている。

GST 登録の申請

GST 法では GST 登録を行うための標準化した手続きが定められている。

GST 登録申請は、今回の改正でインド政府が登録手続き用に開設したホームページ (GSTN) を通じて、オンラインでのみ受け付けている。

登録の変更・修正

GST の登録を行った際に提出した情報等を変更・修正する場合、GST 登録の変更手続きが必要となる。変更手続きは、変更が起こった日から 15 日間以内にオンラインで行わなければならない。

登録の取り消し

登録の抹消を希望する場合、登録の抹消が必要となった事象が起こった日から 30 日以内に GSTN ポータルを通じて申請を行う必要がある。原則として、登録抹消の申請日もしくは照会への返信日から 30 日以内に管轄庁が抹消申請を承認しなければならない。

GST コンプライアンスー申告書の提出

申告手続きに附随する義務として、電子帳簿管理 (E-ledger)、前段階税控除の突合 (ITC matching)、すべての請求書情報のアップロード、前段階税控除の承認・不承認 (不一致やエラー等の場合) に関するシステム導入等がある。

基本的に、GST 登録者は以下の申告書を提出する義務がある (業種により既に公表されているこの他の申告書が必要になることもあるため留意を要する)。

GSTR 1 (課税売上申告様式): 前月に行われた資産の譲渡および役務の提供に関する情報を翌月の 10 日までに GSTR 1 により申告する。

GSTR 2 (課税仕入れ申告様式): 課税仕入れに関する情報は原則としてサプライヤーが提出する GSTR 1 から自動入力されるが、輸入や GST 未登録者からの仕入れは自動入力されない。前月に行われた課税仕入れについてこの申告を翌月 15 日までに提出しなければならない。

GSTR 3: 課税売上および課税仕入れに関する詳細等に関する申告書で、翌月 20 日までに申告する。

年次申告: 年度別の年次申告書を翌年度の 12 月 31 日までに提出する。

申告書の修正: 誤り等の修正は次の申告書でしか行えない。ただし、前年度の情報を修正する場合、翌年度の 9 月または年次申告書を提出した月のどちらが早い月にしか修正申告をすることができない。